狛江町広報
発行 狛江町役場
昭和40年12月26日発行　第59号　電話（416）3111（代）

電研問題 特集号

財団法人電力中央研究所との訴訟事件についての報告

町長 石井三四郎

さる十月三十日「狛江町が財団法人電力中央研究所に対して固定資産税を課税しているのを取り消す」という東京地方裁判所の判決があったことが報道されました。このことについて町民の皆さんが非常な関心を寄せられていること、また、なぜ訴訟をしているかについて御心配をされていることと考えますので、このことについてのいきさつ、町のこれまでとってきました態度等を御報告申し上げるとともに、今後このことについてあらゆる御協力を賜わるようお願い申し上げます。

一、狛江町所在の財団法人電力中央研究所の施設の概要

㈠、昭和十八年
狛江町岩戸一、二二九番地に日本発送電株式会社（以下「日発」と呼びます。）の水力試験所として設置。

㈡、昭和二十二年十月
日発の電力技術研究所と改称。

㈢、昭和二十六年四月
日発が過度集中排除法の指定会社となったため九つの電力会社に分割解散。

㈣、昭和二十六年十一月八日
日発当時の設備、土地建物いっさいを承継して、狛江町岩戸一、二二九に財団法人電力技術研究所を公益事業委員会の許可により設立。

㈤、昭和二十七年八月
公益事業委員会および各電力会社の要請により財団法人電力中央研究所（以下「電研」と呼びます。）と改称。

㈥、昭和三十年～昭和三十二年
狛江町の協力（後に詳しく述べます）を得て付近の土地を買収し、また敷地内にあった町道も廃止して、払い下げをうけて拡張し、建物も逐次改築しその固定資産税の額も一千百万円を超す額となり町の税収の約二五％、予算総額の約一〇％にのぼる大きな施設となりました。

二、電研はなぜ訴訟までして狛江町と争うのでしょうか

㈠、ことのおこり

㋐、昭和二十九年七月
電研は、その施設を拡張する計画をもち、狛江町農業委員会に対して付近の農地を敷地に買収することについての陳情をしてきました。

㋑、昭和二十九年十二月
電研は、その敷地を拡張しようとしている時期に町の税務課に対しては、「公認会計士から指摘をされたのでやむを得ない。」といって固定資産税の免除申請書を提出してきました。

町では、町議会内の財務委員会でこのことを検討しました。その結果、狛江町に所在する電研の施設が行なっている試験、研究、調査等は九つの電力会社の共同研究所としての役割を果しているものであるとの結論に達しましたのでその旨を電研に申し入れて交渉をしました。

㋒、昭和三十年六月
電研は、狛江町の言い分を認めて先に提出してあった「固定資産税の免除申請書」を次の文書で取り下げました。

取下書

過般申請中でありました財団法人電力中央研究所の研究施設に対する固定資産免税の申請書は今回取下げ致します。

昭和三十年六月二十五日

財団法人
電力中央研究所
理事長　松永安左ヱ門
代理
電力技術研究所
所長代理　矢萩富吉㊞

狛江町長　飯田敬輔殿

この際電研の理事で所長代理の矢萩富吉氏は狛江町長や町議会議員に対して、「将来施設の拡張が完成すれば毎年町に対して一千万円以上の固定資産税を納めることとなるだろう」と語り、さらに「このように狛江町に大きな税収の寄与をする施設だから電研の拡張に町でも積極的に協力してほしい」と申し入れられたので、狛江町でも次のような誓約書を取りかわして全面的に協力することとしました。

誓約書

今度狛江町と財団法人電力中央研究所は隣保互助の趣旨に基づき狛江町を甲とし、財団法人電力中央研究所を乙とし互に左記の通り誓約を致します。

記

一、甲は乙に対し誠意を以って乙の敷地斡旋並に町道の払下等総てに便宜を計ること。

一、乙は甲に対し町税に寄与し又その他便宜を計ること。

右誓約を証するため本証二通を作成し夫々その一通を保存致します。

昭和三十年六月二十五日

甲
東京都北多摩郡狛江町
町長　飯田敬輔㊞

乙
財団法人
電力中央研究所
所長　多田耕象㊞

㈡、狛江町は、電研の拡張に町をあげて協力した

㋐、地主の説得
電研の拡張予定地の地主のなかには、代替地の要望をされるかたもありましたが町長、町議会議員のかたは、将来町の財政に大きな寄与をしてもらえる施設であることを力説して地主の了解を得、またどうしても代替地の希望されるかたに対しては、当時の議員のかたが自分の土地を提供したりして電研の敷地拡張に協力しました。

㋑、電研敷地内の町道の廃止ならびに払い下げをした。
電研の敷地のなかには、狛江町が管理する町道がありましたが、昭和十八年にすでに払い下げ議決をした部分の所有権移転がされておらず、新たに拡張した部分に現にある町道についてはその用途を廃止し、新たに払い下げ議決をうけて昭和十八年当時の議決価格の坪当り十五円というきわめて低い価格で払い下げることとしました。

㋒、町道の改修を優先的に実施した。
電研は、その完成を昭和三十二年として建設を進めておりましたが、どんなりっぱな建物ができても付近の道路が狭い砂利道では困るので、町に対してまず資材の搬入の道路の改修を、ついで周囲の道路の拡幅、改修を願い出で町ではこれも隣保互助の趣旨から次のように他の場所に優先して電研の付近の道路を改修しました。

(A)昭和三十一年五月から岩戸駐在所～電研の東角の小田急線踏切りに至る間の舗装工事
(B)引き続いて電研南側の拡張ならびに舗装工事

以上は電研の資材搬入および電研の落成式にまにあうように実施しました。

(C)電研の西側の拡張、舗装は落成した後で実施しました。

これらの工事に対して電研は受益者負担として、その所有地の一部分を無償で使用することと工事費として七十五万円の負担をしていますが、電研の周囲が現在のようにすばらしく良くなったのは、当時町が他の地区に優先して電研の負担の数倍の費用をかけて実施した多大な協力によるものであります。

㈢、電研約束をやぶる

㋐、昭和三十二年五月
電研の施設拡張完成落成式を挙行。

㋑、昭和三十二年十二月
電研は、突如として次のような申請書を提出してきました。

「地方税法第三百四十八条第二項第十二号に基く固定資産税の免除申請について」

財団法人電力中央研究所は頭初財団法人電力技術研究所と称し、昭和二十六年十一月十八日公益事業委員会の許可を得て設立せられたもので、其後昭和二十八年八月一日寄付行為を変更し現在の財団法人電力中央研究所と改め今日に及んで居ります。

当研究所を維持するに必要な経常費及び設備費は、北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州の各電力会社からの給付に依ってすべて賄はれています。即ち当研究所は地方税法第三百四十八条第二項第十二号に該当し固定資産税の免除の特典を受くべき公益法人でありますので、財団法人電力中央研究所寄附行為を相添え茲に申請する次第であります。何卒免税方御取計らひ賜り度此段御願い申し上げます。

（傍点を除き原文のまま）

狛江町ではこのようなことがどうしても理解できないので保留をしておりましたところ昭和三十三年四月になって今度は「非課税申請」として「すでに納めた税金も貴方において善処のうえ返還せよ」と申し入れてきました。

㋒、町では、どうしてこのように昭和三十年のときと変わったことを申し出るのかとたずねますと係りの者から次の理由であると申し出ました。

(A)公認会計士から指摘をされたから事務的にいたしかたない。
(B)監督官庁から税を支払うことについて厳重な指摘をうけたこと。

等を理由としてあげましたので、そのようなことは前回のときも係員が提出の理由として述べていたことと、誓約書についてどのように考えるかと聞きますと「誓約書があるということはきわめて最近に上層部が知ったことでまことに申しわけないがいたしかたない。またわたしたちは前のときのいきさつは知らないが、税金は約束で納めるものでないと電研の弁護士が申しているので、そのような約束はあっても無効である」と答えてきました。

㈣、狛江町は話し合いによる解決を希望して交渉した

しかし狛江町では、誓約書に記載されている隣保互助の精神によりあくまでも話し合いで解決できると考えて交渉しましたが、電研は交渉の相手方を取り替えたりして一向に解決に誠意が認められませんでした。

昭和三十三年八月当時の町長がそれでは約束が違うから町道敷地の所有権移転をしないと申し入れると、電研は八月七日付で内容証明をもってその履行を迫ってきました。

昭和三十三年十月わたしが町長に就任した直後、電研はお互いに誠意をもってこの問題を解決したいと申し入れましたので、わたしは町のなすべきことは実施したうえで相手方に要求すべきことは要求すべきであると考えて、その敷地内の町道払い下げ所有権移転をしました。ところが電研は一向にその誠意を認めぬばかりか昭和三十三年度分の固定資産税の滞納を始めました。

町内には、電研のこの不信に対して、徴税に対する期成同盟が結成され、町議会でも電研の不信行為に対して町が払い下げた町道の返還をしてもらいたいと電研に申し入れましたが、電研は納める義務がないといって滞納をつづけました。

町では、滞納をつづけると延滞金も加算されるから一応納付して話し合いたいと申し入れましたが、電研はそれに応じないで担当者を交替して交渉をしたり、さらに昭和三十四年度分の税についても滞納をつづけました。

昭和三十四年十月、電研は「公正な第三者の裁定に服する用意があるので東京都知事に対してあっせんを依頼したい」と申し入れてきました。

㈤、昭和三十四年当時における東京都主税局のこの件に対する取扱い

㋐、昭和三十四年五月
電研が東京都主税局に対して「固定資産税の非課税申告」を提出したとのことを聞きましたので調査をしたところ、電研から「千代田区大手町ビルのうち電研の借用した部分に対して電研が設備したブロック間仕切りとか、換気装置等が、「直接研究の用に供する固定資産」に該当するので非課税にして取り扱ってほしい」との申請がなされておりました。

町としては町のこれまで調査した実情を訴えて地方税法上の協議事項としていただくよう申し入れましたが、これをことわられました。そこでもし「学術の研究を目的とする法人であっても間仕切りとか換気装置が直接その研究の用に供するものでない」ことを力説しましたが、どうしたことか東京都主税局は、非課税の扱いをする旨の決定をされてしまいました。

(六)、狛江町あっせんに応ずる

このようなお考えの東京都に対して電研の主張する「公正な機関」としてあっせんを申し入れても町に有利なあっせんはないではないかと町では反対の意見も相当多かったのでありますが、都行政部地方課の御指導もあり、また将来、法律上の争いとなった場合の訴願の裁決を受ける機関でありますので、昭和三十五年四月二十八日、あっせんを申し入れることとしました。

ところが電研は、「公正な第三者のあっせん」を受けたいと申し入れたにもかかわらず昭和三十五年度の課税に対しては町があっせんを依頼した直後の五月十八日に税法に基づく異議申し立てをして参りました。一方では話し合いをしたいといいながら片一方では法律上の手続きを進めてきたのであります。

町では、とりあえず都にあっせんを依頼しているので異議申し立てに対する決定を延ばすことといたしましたが、電研は滞納をつづけるのみで、さらに昭和三十六年度の課税に対しても異議申し立てを提出し滞納をつづけました。

三、政府は狛江町の課税が妥当であるとの見解を示した

そこで町では、各方面にわたり調査をしました。

昭和三十年に電研が提出した書類はもとより、いろいろな資料を集める努力をしました。

その一、二を記しますと

財団法人電力技術研究所設立趣意書（原文抜すい）

「（前略）旧日発においては上述の要請に応じる為、電力技術の総合研究機関として電力技術研究所を設置し、爾来相当の成果を収めて来たのであるが、今回電気事業再編成に伴い、新たに九電力会社の創設された今日でも各電力会社に於て電力技術に関する試験研究の要請あるべきは当然のことと考えられる。しかしこれがため各社が各個に相当規模の研究機関を設置せんとしても、漠大な費用の重複投資となって経済的に不利なばかりでなく、又研究に必要な熟練の研究者を集める事は困難で到底その実現は不可能である。むしろその対策として各社共同の研究機関を設置し、九電力会社の要請に応ぜしめるのが至当と考えられる。ここに本研究所を設置し、電気事業に必要な電力技術に関する試験、研究、及び調査を行い又技術に関する規格統一、仕様の標準化を計り以って会社業務の能率化、技術水準の向上に資せんとするものである。」

と記載されております。

ところが今回の裁判で電研は、これは法人を設立するのに必要な資金を集めるために通常用いられる表現であるといっております。このようなことを電研のようなりっぱな法人がいわれることはどうしたことでしょう。

次に電研の寄附行為（定款）にかいてあることを少し記述してみます。

第二条（目的）本財団は電気事業の運営に心要な電力技術及び経済に関する研究、調査、試験及びその総合調整を行い、もって技術水準の向上を計り電気事業一般業務の能率化に寄与することを目的とする。

第六条　理事は、次に掲げる九電力株式会社（以下九会社と称する）からそれぞれ一名宛選任する。

北海道電力株式会社
東北電力株式会社
東京電力株式会社
中部電力株式会社
北陸電力株式会社
関西電力株式会社
中国電力株式会社
四国電力株式会社
九州電力株式会社

前項の外九会社は協定により電源開発株式会社ならびに社内又は社外の学識経験者より二一名以内の理事を選任することができる。

第七条　監事は、九会社の協定により選任する。

第二四条　九会社は本財団の設立に際し、附属協定書に基き合計金、七七、三四六、〇〇〇円を本財団に寄附する。

第二五条　九会社は本財団を維持するため、附属協定書に基き経常費及び設備費を本財団に給付する。

電源開発株式会社は九会社及び本財団と協定して、前項に準じて経常費及び設備費を本財団に給付する。

第二七条　九会社が個別又は共同で依頼する研究については、本財団は別に費用又は報酬を受ける事なく、その依頼に応じるものとする。

電源開発株式会社の依頼する研究については、前項に準ずるものとする。

前二項の研究が、第二五条に掲げる継続給付金をもって支弁しえない多額の費用を要する時は、両者協議の上その費用の分担を決定する。

第三一条　本財団が解散した場合には、その資産は第六条第一項の規定により選任された全理事の承認を経、且つ主務官庁の許可をえて、これを処分する。

と規定してあります。

設立趣意書および寄附行為の内容からみて、九電力会社が設立し維持し、設備をし九電力の研究を無料で引受けている法人が公益法人として許可を受けているのであります。

昭和三十六年八月三十一日自治省税務局長は、東京都の照会に対して次のような狛江町の処分を妥当とする回答を出されました。

都の照会文

（昭和三六年六月二二日三六総行地収第五五八号、自治省事務次官あて、東京都知事代理、副知事照会）

地方税法第三四八条第二項第一二号の解釈の疑義について

東京都北多摩郡狛江町に所在する財団法人電力中央研究所々有の固定資産について、地方税法第三四八条第二項第一二号の解釈及び適用につき疑義を生じたので至急御教示願いたく照会いたします。

記

一、地方税法第三四八条第二項第一二号に規定する「民法第三四条の法人で学術の研究を目的とするもの」とはどのように解釈すべきか。甲説と乙説があると思うがいずれによるべきか。

甲説　法人の設立目的において学術の研究を目的とするもののみ該当する。

乙説　法人の設立目的には学術の研究を目的とすることは明示していないが、当該法人の事務事業の目的及びその実体が学術の研究を目的とするものであれば該当する。

二、財団法人電力中央研究所は、本条の規定に該当する法人であるかどうか。

（以下添付書類等略）

自治省の回答文

（昭和三六年八月三一日自内市発第一六号、東京都知事あて、自治省税務局長回答）

地方税法第三四八条第二項第一二号の解釈の疑義について

昭和三六年六月二二日付総行地収第五五八号をもって照会のあった、標記のことについては、下記のとおり回答するから狛江町長に対しても貴職において御連絡のうえ宜しく御指導願いたい。

記

一、法人が「学術の研究を目的とするもの」であるか否かは、当該法人の寄付行為及び設立趣意書並びに組織運営等の実体により判定すべきものであると解する。

二、電力中央研究所については照会の文面及び添付書類に基き、その寄附行為、及び設立趣意書、並びに組織運営等の実体により判断するに地方税法第三四八条第二項第一二号に該当しないものと解する。

四、訴訟は電研が提起したものである

電研は昭和三十五年度、三十六年度の課税に対して異議申立てをしましたが、町としては、電研が公正な第三者の裁定に服するとの申し入れを信じて交渉をつづけました。しかし電研は昭和三十三年度からの税金の滞納をつづける一方「昭和三十年の誓約については一時的な寄附をするから帳消しにしてほしい」と申し出てきました。

狛江町では昭和三十六年六月十六日電研の異議申立てを棄却そのいい分を認めないこととしました。

電研は直ちに東京都知事に対して訴願をいたしました。そして訴願でも電研のいい分が認められないと察してか東大教授の田中二郎氏（現最高裁判所判事）に依頼して電研が非課税団体である趣旨の意見書を都知事に提出したりして裁決の日をおくらせるようにしてその裁決の出ない昭和三十六年十月三十日に東京地方裁判所に狛江町を相手として訴訟を起したのであります。

東京都は、昭和三十六年十一月十日知事名により次の趣旨により訴願を棄却（電研のいい分が認めないこと）されました。

裁決

訴願人　東京都千代田区大手町一の四
財団法人　電力中央研究所
右代表者理事長
松永安左ヱ門

狛江町長が昭和三六年六月一六日付でなした昭和三五年度固定資産税賦課処分に関する訴願人の異議申立を棄却する旨の決定に対し訴願人が昭和三六年七月一五日付をもって提起した（訴願人は昭和三六年一〇月一二日に訴願書添付の書類の補充を完了した）訴願について、次のとおり裁決する。

主文

本件訴願を棄却する。

理由（要旨）

地方税法第三四八条第二項第一二号にいう「学術の研究を目的とする」法人とは純粋に学術の研究それ自体を目的として設立され、活動する法人をいうのであって、学術の研究が主としてまたは特定の第三者の利益に奉仕することを目的とするような法人はこれに含まれないと解すべきであり、これに該当するかどうかは当該法人の定款、寄付行為、設立趣意書とか、組織運営の実態等に照らし総合的、実質的に認定されるべきものである。訴願人の寄付行為、設立趣意書、運営の実態について詳さに検討した結果、訴願人は九電力会社の共同の研究機関のようなものであって、純粋な学術の研究それ自体を目的とするものというよりは、むしろ九電力会社の要請に応じ、その利益に奉仕することに主眼が存するものと判断せざるを得ない。また電研は学術の主管省である文部省の許可に属する法人でないこともこの判断の参考となる。従って狛江町長の課税は妥当である。

五、滞納をした税金はどうなったか

電研は、さきに述べたように昭和三十三年度分以降の税金を滞納しておりましたが訴えを起こした後で、二回にわけてこれを納めました。しかしその延滞金などについては本税を納め終わった後で納めると申し入れましたが税金を完納した後、またいろいろの都合を申し出てきましたので昭和三十八年四月三十日付で差押処分を執行しました。ところがこれについてもその差押えが違法であると主張して訴訟を起こしたものであります。

六、第一審判決の内容

冒頭に述べましたように本年十月三十日東京地方裁判所民事第二部位野木裁判長は次のような判決を言い渡しました。

判決主文

一、(一)　被告狛江町長が原告に対し昭和三五年四月一〇日付でした昭和三五年度分固定資産税賦課処分、昭和三六年四月一〇日付でした昭和三六年度分固定資産税および都市計画税賦課処分、昭和三七年四月一〇日付でした昭和三七年度分固定資産税および都市計画税賦課処分、昭和三八年四月一〇日付でした昭和三八年度分固定資産税および都市計画税賦課処分、昭和三九年五月一五日付でした昭和三九年度分固定資産税および都市計画税賦課処分はいずれもこれを取り消す。

(二)　被告狛江町長が原告に対し昭和三八年四月三〇日付でした別紙第一目録記載の不動産に対する差押処分の取消しを求める原告の請求を棄却する。

二、東京都北多摩地方事務所長が原告に対し別紙第二目録記載の不動産につき昭和三七年四月一三日付でした不動産取得税賦課処分を取り消す。

三、訴訟費用は、原告に生じた費用の六分の一を原告の負担、同六分の四を被告狛江町長の負担、同六分の一を被告東京都北多摩南部事務所長の負担被告狛江町長に生じた費用の五分の一を原告の負担、同五分の四を被告狛江町長の負担、被告東京都北多摩南部事務所長に生じた費用は同被告の負担とする。

以上

この判決で固定資産税等の課税処分については、これを取消すとされ狛江町ならびに東京都の主張が認められず、差押処分は訴えを棄却されて狛江町の主張が入れられたわけであります。

七、狛江町東京高等裁判所に控訴

以上の判決に対して狛江町では、判決理由をじゅうぶん検討していただくと同時に、控訴するのには定められた期限がありますので十一月十二日町議会を開いてこれをはかりましたところ全員一致して控訴することに議決されました。

十一月十六日東京高等裁判所に町の敗訴の部分について控訴状を提出いたしました。

なお、東京都は十一月十二日に控訴状を提出しております。

八、町民の皆さんにお願い

以上がこれまでの電研と狛江町との固定資産税の課税をめぐる長い間のできごとのあらましです。

その出発は電研の町に対する一方的な約束の不履行に起因しているところでありまして、町がなるべく話し合いによる解決に努力したにもかかわらず不幸にして法廷で争う方向に進展してしまったわけです。

この問題は今後もまだつづけられることが予想されます。町の勝訴のために町民の皆さんのあらゆる御協力をお願い申し上げます。